埼玉県生協連第 49 回通常総会代議員数について

2020年3月12日 埼玉県生協連

1. 報告

埼玉県生協連第49回通常総会の代議員数を、代議員規約第2条、第3条、第4条にも とづき、別表のとおり43人とします。

【別表】

会員生協名	第 49 回総会	組合員数	前回
A X = 1,111 1	代議員数	2019 年 12 月末時点	代議員数
コープみらい(埼玉エリア)	10	1, 101, 653	10
パルシステム埼玉	7	214, 688	7
生活クラブ生協	3	31, 468	3
医療生協さいたま	7	233, 814	7
埼玉県勤労者生協	3	54, 568	3
子どものその保育生協	1	1, 192	1
埼玉県労働者共済生協	1	% 1	1
さいたま住宅生協	2	24, 297	2
生活協同組合・さいたま高齢協	1	926	1
埼玉大学生協	2	11, 356	2
大東文化学園生協	2	10, 914	2
跡見学園女子大学生協	1	4, 861	1
淑徳大学みずほ台生協	1	1, 120	1
十文字学園生協	1	3, 027	1
コープデリ連合会	1	※ 1	1
合計	43		43

※1 第3条により代議員は1人となります。

2. 報告の補足

- (1) 代議員の選出は、各会員生協で行います。
- (2) 選出期間は 3 月 30 日 \sim 4 月 24 日を目安として、この期間で選出が難しい場合には 事務局までご相談ください。

補足資料:「代議員規約」抜粋

第2条 各会員は、組合員数により、次表による代議員を選出する。ただし、組合員数は この会の総会前の12月度末の会員の組合員数とする。

The state of the s							
1万人未満	1人	3万人未満	2 人	6万人未満	3 人		
10 万人未満	4 人	15 万人未満	5人	21 万人未満	6 人		
28 万人未満	7人	36 万人未満	8人	45 万人未満	9人		
45 万人以上	10 人						

第3条 前項にかかわらず、共済生協と事業連合会の代議員は1人とする。

第4条 都県を超えて設立されている会員の代議員の選出基準となる組合員数は、埼玉県 内の事業所の組合員数とする。